

＜サービス利用料金表＞ 吹田市 2024年4月1日改定版

社会福祉法人 成光苑
きりんヘルパーステーション

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業サービス利用料

(要支援1、要支援2、訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、訪問型サービスⅢ)

介護予防・日常生活支援総合事業1号訪問事業サービスの利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。

訪問介護相当サービス個別計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

| 支給区分 | | Ⅰ 週1回程度の利用 | Ⅱ 週2回程度の利用 | Ⅲ (要支援2.訪問型サービスのみ) 週3回程度の利用 |
|----------------------------------|----|---------------|---------------|-----------------------------------|
| 単位表 | | 1,439 単位 | 2,875 単位 | 4,562 単位 |
| | | 1,464 単位 | 2,925 単位 | 4,640 単位 |
| 利用料 | | 15,598 円/月 | 31,165 円/月 | 49,452 円/月 |
| | | 15,869 円/月 | 31,707 円/月 | 50,297 円/月 |
| 自己負担額 (上段4月・5月の額 下段6月以降の額) | 1割 | 1,560 円/月 | 3,117 円/月 | 4,946 円/月 |
| | | 1,587 円/月 | 3,171 円/月 | 5,030 円/月 |
| | 2割 | 3,120 円/月 | 6,233 円/月 | 9,891 円/月 |
| | | 3,174 円/月 | 6,342 円/月 | 10,060 円/月 |
| | 3割 | 4,680 円/月 | 9,350 円/月 | 14,836 円/月 |
| | | 4,761 円/月 | 9,513 円/月 | 15,090 円/月 |

| 支給区分 | | Ⅰ 週1回程度の利用 (1回ごとの利用 月4回まで 日割りの場合) | Ⅱ 週2回程度の利用 (1回ごとの利用 月5～8回まで 日割りの場合) | Ⅲ (要支援2.訪問型サービスのみ)週3回程度の利用(1回ごとの利用月9～12回まで 日割りの場合) |
|----------------------------------|----|--|--|---|
| 単位表 | | 48 単位 | 94 単位 | 151 単位 |
| | | 49 単位 | 96 単位 | 153 単位 |
| 利用料 | | 520 円/日 | 1,018 円/日 | 1,636 円/日 |
| | | 531 円/日 | 1,040 円/日 | 1,658 円/日 |
| 自己負担額 (上段4月・5月の額 下段6月以降の額) | 1割 | 52 円/日 | 102 円/日 | 164 円/日 |
| | | 54 円/日 | 104 円/日 | 166 円/日 |
| | 2割 | 104 円/日 | 204 円/日 | 328 円/日 |
| | | 107 円/日 | 208 円/日 | 332 円/日 |
| | 3割 | 156 円/日 | 306 円/日 | 491 円/日 |
| | | 160 円/日 | 312 円/日 | 498 円/日 |

※2024年4月・5月…自己負担額には、介護職員処遇改善加算(I)+特定処遇改善加算(I)+ベースアップ等支援加算 (22.4%) が加算されています。

※2024年6月以降…自己負担額には、福祉・介護職員処遇改善加算(I) (24.5%) が加算されています。

上記の料金の他に下記の加算があります。

| | | 初回加算 |
|----------------------------------|----|---------|
| 単位表 | | 245 単位 |
| | | 249 単位 |
| 利用料金 | | 2,655 円 |
| | | 2,699 円 |
| 自己負担額 (上段4月・5月の額 下段6月以降の額) | 1割 | 266 円 |
| | | 270 円 |
| | 2割 | 531 円 |
| | | 540 円 |
| | 3割 | 797 円 |
| | | 810 円 |

加算

- ・初回加算…初回時、過去2ヶ月ご利用されず再開された場合に加算されます。
- ・生活機能向上連携加算…理学療法士や作業療法士による訪問リハビリテーションに、サービス提供責任者が同行し共同しアセスメント結果に基づき訪問介護相当サービス個別計画を作成した場合など条件を満たした場合に加算されます。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により訪問介護相当サービス個別計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は訪問介護相当サービス個別計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆月ごとの定額となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 1 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 2 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 3 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で訪問回数等が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業サービスに関する注意事項

☆ご契約者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援・要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。